

平成 29 年度第 4 回 静岡 地域医療構想調整会議

日 時：平成 30 年 2 月 22 日(木) 午後 7 時 15 分～8 時 30 分
場 所：静岡市城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟
(3 階 第 1・2 研修室)

次 第

○ 議 題

- 1 公的医療機関等 2025 プランについて
- 2 第 8 次静岡県保健医療計画の策定について (静岡 2 次保健医療圏版最終案)
- 3 次年度以降の調整会議の進め方について

○ 報 告

- 1 在宅医療後方支援体制整備事業について

○ その他

【配付資料】

- ・次第
- ・座席表
- ・静岡構想区域調整会議 委員名簿
- ・静岡構想区域調整会議 設置要綱
- ・資料 1：公的医療機関等 2025 プランについて (5 病院)
- ・資料 2：第 8 次静岡県保健医療計画の策定 (静岡 2 次保健医療圏版最終案)
- ・資料 3：次年度以降の調整会議の進め方について
- ・資料 4：在宅医療後方支援体制整備事業について

平成 29 年度 第 4 回 静岡 地域 医療 構想 調整 会議
座 席 表 (平成 30 年 2 月 22 日)

(城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 3階第1・2研修室)

傍聴席

○ ○	○ ○	○ ○
-----	-----	-----

水 藤 田 宮 石 磯
野 井 中 下 山 部
委 委 委 委 委 委
員 員 員 員 員 員

○ ○	○ ○	○ ○
-----	-----	-----

中 田 委 員

桜ヶ丘病院

横 澤 副 病 院 長

(オブザーバー)

萩 原 委 員

溝 口 委 員

玉 川 委 員

前 田 委 員

櫻 井 委 員

柴 田 委 員

秋 山 委 員

代理 (石川副会長)

本 間 委 員

片 山 委 員

日 野 委 員

随 行 席

発 言 者 席

出 入 口

羽 根 田 委 員
浜 松 医 科 大 学 特 任 教 授
小 林 県 医 師 会 理 事 (オブザーバー)
加 治 委 員
袴 田 委 員 (議 長)
木 村 委 員
村 上 委 員

事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----

事務局	事務局	事務局
-----	-----	-----

静岡地域医療構想調整会議委員名簿

(H29.2.22)

No	所属団体名	役職	氏名	備考
1	静岡市静岡医師会	会長	袴田 光治	
2	静岡市清水医師会	会長	村上 仁	
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳	
4	静岡市静岡歯科医師会	会長	片山 貴之	
5	静岡市清水歯科医師会	会長	本間 義章	
6	静岡市薬剤師会	会長	秋山 欣三	代理石川滋彦 副会長
7	清水薬剤師会	会長	柴田 昭	
8	静岡県看護協会(静岡支部)	支部長	櫻井 郁子	
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔	
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三	
11	静岡市立静岡病院	院長	宮下 正	
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成	
13	静岡市立清水病院	院長	藤井 浩治	
14	JA静岡厚生連静岡厚生病院	院長	水野 伸一	
15	JA静岡厚生連清水厚生病院	院長	中田 恒	
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院			
17	静岡県老人保健施設協会(萩の里) 静岡県慢性期医療協会(白萩病院)	副会長	萩原 秀男	
18	静岡県精神科病院協会(溝口病院)	会長	溝口 明範	
19	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	企画総務 部長	玉川 茂	
20	静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム 蜂ヶ谷園)	副会長	前田 万正	
21	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生 医療部長	羽根田 信人	
22	静岡市保健所	所長	加治 正行	
23	静岡県中部保健所	所長	木村 雅芳	

オブザーバー出席者

No	所属団体名	役職	氏名	備考
1	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	副院長	横澤 保	
2	浜松医科大学	特任教授	小林 利彦	

公的医療機関等2025プラン発言者

No	所属団体名	役職	氏名	備考
1	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	事務長	伊藤 高一	
2	静岡赤十字病院	事務部長	塚本 高士	
3	静岡済生会総合病院	事務部長	杉原 孝幸	
4	JA静岡厚生連静岡厚生病院	事務長	藤枝 和彦	
5	JA静岡厚生連清水厚生病院	事務長	篠崎 隆	

静岡地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として静岡地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、調整会議の会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県中部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。